

生活習慣病の早期発見のため特定健康診査を受けましょう



令和元年7月25日 第152号  
—発行—  
五所川原市  
民生部国保年金課  
〒037-8686  
五所川原市字布屋町41番地1  
TEL.35-2111(番代) 内線2348~2352

国民健康保険税は  
納期内に  
納めましょう

# 国民健康保険被保険者証が

# 8月1日から高齢受給者証と一体化します!!

これまで70歳から74歳までの被保険者に別に交付していた高齢受給者証にかわり、被保険者証に直接負担割合が印字されるようになります。70歳から74歳までの方も、被保険者証のみで医療機関の受診が可能です。

但し、限度額適用認定証については、従来どおり申請が必要です。

青森県国民健康保険被保険者証 有効期限  
兼高齢受給者証

記号 番号  
住所

氏名 性別  
生年月日 年齢  
適用開始年月日  
交付年月日  
発効期日  
世帯主氏名  
被保険者番号  
交付者名

高齢受給者の負担割合は  
こちらに印字されます

性別 一部負担金の割合 2割

見本

70歳から74歳の方のみ印字されます

〔表面〕

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。  
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。  
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。  
3. 私は、臓器を提供しません。  
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)  
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

(特記欄)  
署名年月日: 年 月 日  
本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

〔裏面〕



じゅん

## 保険証は7月31日までに「簡易書留」配達される予定です

- 7月31日まで  
配達の際、ご自宅に不在の場合は郵便局が持ち戻ります。受け取りたい場合は郵便局へ問い合わせをお願いします。
- 8月1日(午後)以降  
市役所国保年金課又は各総合支所で保険証を保管しています。受け取りの際には、国保年金課⑮、⑯番窓口又は各総合支所窓口係までお越しください。

受け取りに必要なもの

古い保険証・認印・顔写真付きの本人確認書類

※別世帯の方にお渡しすることはできませんのでご注意ください。

## 国民健康保険税に滞納がある世帯は、郵送更新されません

平成26、27、28、29、30年度のいずれかに滞納がある場合は、「短期被保険者証」又は「被保険者資格証明書」が交付されます。

- 短期被保険者証 一般の被保険者証と同様に使用できますが、有効期間が3カ月となります。更新ごとに納付相談が行われ、国民健康保険税の納付を求められることとなります。また、原則限度額適用認定証の交付を受けることができません。
- 被保険者資格証明書 医療機関を受診した際、一旦医療費の全額を支払う必要があります。後日、申請により、医療費の7割～8割について給付を受けることとなりますが、その都度国民健康保険税の納付を求められることとなります。

## 「短期被保険者証」の有効期間について

保険証の有効期間は、平成26年度から平成30年度国民健康保険税の納付状況により、右記のとおりとなります。

短期被保険者証該当世帯	保険証の有効期間	有効期限
平成26年度～平成30年度の保険税を滞納している世帯	3ヶ月	10月、1月、4月、7月末

## 「短期被保険者証」が交付されている世帯にも「被保険者資格証明書」が交付されることとなります。

現在、「短期被保険者証」を交付されている世帯で、以下に該当する世帯には、令和元年8月から「被保険者資格証明書」を交付することとなります。

- ①納付相談等で取り決めた納付内容を誠実に履行しない世帯
- ②平成30年10月以降、国民健康保険税の納付相談に応じない世帯

※ただし、高校生世代以下の国保被保険者には、有効期間が6ヶ月の短期被保険者証を交付します。



## ●被保険者証がお手元に届いたら●

### 1 記載内容に誤りがないか必ず確かめてください。

- (有効期限、記号、番号、住所、氏名、性別、生年月日、世帯主氏名など)
- ・令和元年8月2日から令和2年7月31日までに75歳となる人は国民健康保険の資格を喪失して新たに「後期高齢者医療制度」へ加入することになるため、誕生日前日が有効期限として記載されています。
  - ・令和元年8月2日から令和2年7月1日までに65歳となる退職被保険者(本人及び被扶養者)の被保険者証の有効期限は誕生日を迎える月の末日まで(ただし、誕生日が月初め(1日生まれ)の方の被保険者証の有効期限は誕生月の前月末まで)としています。なお、誕生日を迎える月の翌月から使用できる被保険者証は後日交付されます。

### 2 新しい被保険者証は8月1日から、古い被保険者証は7月31日まで使います。

8月1日を過ぎたら、古い被保険者証は各自破棄してください。



## 遠 被保険者証は、施設に直接送付します

施設入所のため、施設へ住所を移している子の被保険者証については、施設に直接送付しますので、申請は必要ありません。

## 学 被保険者証は親元に送付されます

- 合格通知、入学許可証で申請を行った場合  
自動更新されませんの、在学証明書を提出してください。
- 在学証明書で申請を行った場合  
自動更新となり、親元の保険証と一緒に送付されます。



## 更新後の学 被保険者証は、有効期間が令和2年3月31日までとなります。

4月以降も学被保険者証の交付を希望する場合は、新年度に入ってから継続の申請をする必要があります。

**遠・学 被保険者証交付後に、住所を移した場合や社会保険に加入した場合等には、届出が必要となりますので、ご注意ください。**

## 被保険者証に「臓器提供に関する意思表示欄」が設けられています

### ※ 国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方

被保険者証の裏面には、「臓器提供に関する意思表示（提供する・提供しない）」欄を設けていますので、お手元に被保険者証が届いたらご記入ください。

また、臓器提供に関する意思表示に関し他人に知られたくない場合に使用する目隠しシールを被保険者証郵送時に事前に同封しますが、別に必要な方は国保年金課⑭・⑮・⑯番窓口、各総合支所総合窓口係までお越しください。



- 臓器移植に関するご質問・お問い合わせ先  
(社)日本臓器移植ネットワーク (フリーダイヤル:0120-78-1069)

国保年金課 国民健康保険係 35-2111 (内線2348~2352)  
お問い合わせ先：国保年金課 後期高齢者医療係 (内線2345~2346)  
金木総合支所 総合窓口係 35-2111 (内線3107) 市浦総合支所 総合窓口係 35-2111 (内線4066)

## こんなときは必ず14日以内に国保の窓口へ届け出を!

以下の届出全てに、はんこ、(スタンプ式は不可)、世帯主及び手続対象者のマイナンバー確認書類が必要です。



### マイナンバー確認書類

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード + 顔写真入り身分証
- ・個人番号が記載してある住民票 + 顔写真入り身分証

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	
	子どもが生まれたとき	1. 同じ世帯の国保加入者の保険証 2. 母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入するとき	在留カード (入国の目的により他の書類が必要になることもあります)	
国保をやめるとき	他の市区町村に転出するとき	転出する人の保険証 (転出にともない世帯主変更となる場合、同世帯の国保加入者全員分の保険証)
	職場の健康保険に入ったとき	1. 職場の健康保険に加入した人全員分の国保保険証 2. 職場の健康保険に加入した人全員分の保険証 (「2」が未交付のときは職場の健康保険の資格取得証明書)
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	1. 死亡者の保険証 2. 死亡を証明するもの (世帯主が死亡した場合、同世帯の国保加入者全員分の保険証)
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書
外国籍の人がやめるとき	保険証	
その他	市内で住所が変わったとき(転居)	転居する人全員分の保険証 (転居にともない世帯主変更となる場合、全員分の国保保険証)
	世帯主や世帯構成、氏名が変わったとき (世帯主変更、氏名変更、世帯分離、世帯合併)	変更があった人の保険証 (世帯主に関わる変更があった場合、全員分の国保保険証)
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき(再発行)	汚れたり破れたりして使えなくなった保険証
	修学のため、市外に住所を定めるとき(学該当)	被保険者証、在学証明書
	学保険証を使用していた人が学生でなくなったとき(学該当)	学被保険者証、卒業証明書
学保険証を使用している人の住所に変更があったとき	被保険者証	

### 加入の届け出が遅れると

- ・保険税は、加入の届け出をした月から納付するのではなく、資格を取得した月までさかのぼって納付することとなりますので、保険税額が多くなる場合があります。
- ・国保被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

### やめる届け出が遅れると

- ・国保被保険者証が手元にあるため、うっかりそれを使って医療機関を受診された場合、国保が負担した医療費(総医療費の7~8割)は、あとで返していただくこととなります。
  - ・他の健康保険等に加入したとき、国保をやめる届け出をしないと、保険税と保険料を二重に支払ってしまうこととなります。
- ※勤務先の会社等では国保をやめる届け出は行いません。